

新旧対照表

浦安市重度障がい者医療給付条例施行規則（昭和55年規則第9号）の一部改正

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(受給券の交付申請)</p> <p>第3条 条例第7条に規定する受給券（以下「受給券」という。）の交付を受けようとする者は、浦安市重度心身障がい者（児）医療費助成受給券交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、第1号の書類については、市長が当該書類に係る事実について確認することができる場合、第2号の書類については、受給資格者が18歳未満であるとき、又は市長が所得の状況を確認することができる場合であつて当該受給券の交付を受けようとする者が同意したときは、その添付を要しない。</p> <p>(1) <u>社会保険各法の規定による被保険者、加入者若しくは組合員又は被扶養者であることを証する書類</u></p> <p>(2) 省 略</p> <p>(助成の申請)</p> <p>第9条 条例第8条第2項の規定による申請は、浦安市重度障がい者医療給付金支給申請書（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。ただし、第1号の書類のうち付加給付その他の給付の状況を明らかにする書類及び第3号の書類については、市長がこれらの書類に係る事実を確認することができる場合であつて、医療給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）が同意したとき、第2号の書類については、市長が当該書類に係る事実について確認することができる場合は、その添付を要しない。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) <u>社会保険各法の規定による被保険者、加入者若しくは組合員又は被扶養者であることを証する書類</u></p> <p>(3) 省 略</p>	<p>(受給券の交付申請)</p> <p>第3条 同 左</p> <p>(1) <u>被保険者証又は組合員証の写し</u></p> <p>(2) 同 左</p> <p>(助成の申請)</p> <p>第9条 同 左</p> <p>(1) 同 左</p> <p>(2) <u>被保険者証又は組合員証の写し</u></p> <p>(3) 同 左</p>

改正後	改正前
<p>第2号様式（第4条）</p> <p style="text-align: center;">省略 (裏)</p> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～5 省略</p> <p>6 次のような変更があつた場合は、速やかに浦安市に届け出て下さい。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 加入している健康保険が変更したとき。（<u>受給券及び健康保険が変更したことがわかる書類を添付</u>）</p> <p>(3)～(6) 省略</p> <p>7～9 省略</p> </div> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和6年12月2日から施行する。</u></p>	<p>第2号様式（第4条）</p> <p style="text-align: center;">同 左 (裏)</p> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～5 省略</p> <p>6 次のような変更があつた場合は、速やかに浦安市に届け出て下さい。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 加入している健康保険が変更したとき。（<u>受給券と新しい保険証を添付</u>）</p> <p>(3)～(6) 省略</p> <p>7～9 省略</p> </div>